

広島県水道広域連合企業団管理規程第 14 号

広島県水道広域連合企業団職員の職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 26 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団職員等の旅費に関する規程（令和 7 年広島県水道広域連合企業団管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿泊費)</p> <p>第11条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、地域の実情を勘案して定める額（以下、「宿泊費基準額」という。）は、<u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2第1号に規定する職務の級が10級以下の国家公務員の宿泊費基準額の例による。</u>ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(転居費)</p> <p>第14条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第16条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次の各号に規定する方法により算定される額とする。<u>ただし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 旅行者が宅配便を利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額、自家用自動車を利用して家財の運送を行う場合には、第10条第1項第3号、同条第2項及び第3項の例により算出した当該運送に要する額、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、条例第10条第1項第3号の例により算出した当該運送に要する額をそれぞれ転居費の額とする方法。</p>	<p>(宿泊費)</p> <p>第11条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、地域の実情を勘案して定める額（<u>次条において「宿泊費基準額」という。</u>）は、<u>別表のとおりとする。</u>ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(転居費)</p> <p>第14条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第16条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次の各号に規定する方法により算定される額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 旅行者が宅配便を利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額、自家用自動車を利用して家財の運送を行う場合には、第10条第1項第3号、同条第2項及び第3項の例により算出した当該運送に要する額、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、条例第10条第1項第3号の例により算出した当該運送に要する額をそれぞれ転居費の額とする方法。</p>

<p>ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したもものとして取得した見積額を超えるときは、当該額とする（本項本文に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りではない。）。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したもものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。</p> <p>2・3 （略）</p>
---	--

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の広島県水道広域連合企業団職員等の旅費に関する規程（以下この項及び次項において「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に広島県水道広域連合企業団職員等の旅費に関する規程（以下この項及び次項において「旅費規程」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者（以下この項において「旅行命令権者」という。）が同項に規定する旅行命令等（以下この項において「旅行命令等」という。）を発する旅行、退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）した場合及び死亡した場合において旅費規程第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び同規程第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行、退職等した場合及び死亡した場合において旅費規程第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び旅費規程第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が旅費規程第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に基づき従前の例によることとされる旅行について、この規程の施行日以後に旅費規程第3条第6項及び同条第7項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。